

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

近年、急速な人口減少・少子高齢化の進行やDXの加速度的な進展、脱炭素社会に向けた社会・経済システムの変革など大学を取り巻く環境は厳しさを増し、大学に期待される役割も大きく変化している。

こうした社会経済情勢の変化や、理工系人材の育成・大学の機能強化等の地域ニーズを受け止め、福山市立大学は、2023年（令和5年）7月に国の大学・高専機能強化支援事業の選定を受け、2027年（令和9年）4月の新学部設置に向けた検討を進めている。

新学部の設置に当たり、教員研究室や工学系の専門機器等を活用した実験・実習の設備に加え、学びや研究成果を地域に還元するため、本格的なものづくり研究機能や地域・企業との共創機能など、地域や企業にも開かれた未来志向型のスペースを備える必要がある。一方で、メインキャンパスである港町キャンパスは、コンパクトな都市型キャンパスで諸室の稼働率が高い状況にあり、2024年度（令和6年度）完成予定の学生の福利厚生・地域連携拠点である複合施設（小松安弘記念館）を最大限活用したとしてもスペースや必要機能の確保が困難であることから、新たな施設の整備が必要である。

本業務は、2024年（令和6年）3月に策定した新学部設置基本構想の内容を十分に踏まえた上で、今後の設計・施工等に必要具体的なかつ実現可能な新棟整備基本計画の策定に向け、必要な支援を受けることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙の福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から2024年（令和6年）8月30日（金）まで

(4) 留意事項

本件は、2024年度（令和6年度）公立大学法人福山市立大学補正予算の成立を前提に実施する停止条件付き事業である。そのため、補正予算が成立しなかった場合は、本件を取り消すものとする。

3 委託費

委託費の上限は14,852,000円（消費税及び地方消費税相当額（消費税及び地方消費税の税率は、10%とする。）を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、専門的な知識や過去に同様の業務を実施した実績等がある業者からの提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。また、受注候補者の決定後、仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結するものである。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人福山市立大学契約事務取扱規程（令和3年法人規程第49号）第3条の規定に該当

- しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
 - (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
 - (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。
 - (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

公立大学法人福山市立大学事務局経営企画課
 〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号
 電話：084-928-1044
 E-mail：keiei@fcu.ac.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2024年（令和6年）3月29日（金）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月12日（金）まで
質問書の受付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月5日（金）まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2024年（令和6年）4月9日（火） 本学ホームページに掲載します。 (https://www.fcu.ac.jp/ 以下同じ。)
参加申込書類の受付期間	2024年（令和6年）3月29日（金）から 2024年（令和6年）4月12日（金）まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）4月16日（火）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）4月16日（火）から 2024年（令和6年）4月25日（木）まで
一次審査（書面審査）	2024年（令和6年）4月26日（金）
一次審査結果通知	2024年（令和6年）5月1日（水）（予定）
二次審査（プレゼンテーション）の実施	2024年（令和6年）5月上旬（予定）
審査結果の通知	2024年（令和6年）5月上旬（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）3月29日（金）から同年4月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等（公立大学法人福山市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和3年法人規程第33号）第3条第1項に規定する週休日及び同規程第11条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

6（1）に同じ。

※本学ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2024年(令和6年)3月29日(金)から同年4月5日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日等を除く。)

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式1)を添付した電子メールを経営企画課(6(1)のメールアドレス)に送信すること。

※質問書を提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※電子メールの送信の際は、件名に「福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務に関する質問」と記した上で、送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本学ホームページに掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

2024年(令和6年)3月29日(金)から同年4月12日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日等を除く。)

※郵送の場合は、必着させること。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以後に発行されたもの。

ア 福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル受付票(様式2) 1部

イ 参加申込書(様式3) 1部

ウ 実績報告書(様式4) 1部

※提出に当たっては、類似業務の成果物を必ず1部添付すること。なお、類似業務の成果物とは、仮に本業務を提出者が受託した場合に、仕様書に記載の成果物「基本計画」として、提出者が現時点で想定しているものに最も近いものとする。添付が無い場合は、一次審査及び二次審査において加点をしない。

エ 業務の実施体制(様式5) 1部

オ 商業登記簿謄本(写しでも可) 1部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し) 1部

キ 市税の完納証明書(写しでも可。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、福山市における納税義務のない者は申立書(様式6)を提出すること。) 1部

ク 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書(その3未納の税額がないこと用)) 1部

ケ 印鑑証明書(原本) 1部

コ 使用印鑑届(様式7)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。) 1部

サ 委任状(様式8)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出するこ

- と。) 1部
シ 誓約書(様式9) 1部

8 プロポーザル参加資格の確認(企画提案書の提出者の選定)

7で提出された参加申込書類をもとに参加資格の確認を行うものとする。

- (1) 参加資格確認結果の通知
2024年(令和6年)4月16日(火)
※参加申込書類の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。
- (2) 参加申込書類の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い
 - ・参加申込書類の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
 - ・参加申込書類の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を作成・提出すること。

- (1) 受付期間
2024年(令和6年)4月16日(火)から同月25日(木)までの午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日等を除く。)
- (2) 提出場所
6(1)に同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日等を除く午前8時30分から午後5時まで)
※提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類及び部数
 - ア 企画提案書(様式10) 1部
 - イ 企画書 正本1部
企画書は、A4サイズ5枚以内、片面印刷、文字の大きさは11ポイント以上(図表は除く)、使用する言語は日本語とし、新学部設置基本構想及び仕様書、10(2)を踏まえて作成すること。ただし、図表等を用いる場合には、必要に応じてA3サイズでの作成を可とし、提出時は折り込んでA4サイズとすること。
※企画書は、提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。
※PDFデータを6(1)のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。
 - ウ 見積書 1部
※本学が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書を基に、福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。

なお、企画提案書の提出者が5者を超える場合、書面審査による一次審査を行い、プレゼンテーション参加者を5者程度に絞り込むものとする。

受注候補者の選定に当たっては、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。

- (1) 選考方法
 - ア 評価委員会が別表の評価基準・評価項目に基づき、企画提案書、プレゼンテーションによる審査を行う。
 - イ 企画提案書の提出者が5者を超える場合、書面審査による一次審査を行い、プレゼンテーショ

- ン参加者を5者程度に絞り込むものとする。
- ウ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- エ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。
- オ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- カ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (2) 評価基準・評価項目
別表のとおり
- (3) 一次審査（5者を超える場合）
ア 実施日
2024年（令和6年）4月26日（金）
イ 実施方法
別表の評価基準・評価項目による書面審査を実施し、5者程度を選定する。ただし、評価の合計点と同点となった者が複数ある場合、同点になった者全てを選定する。
ウ 一次審査結果の通知
2024年（令和6年）5月1日（水）（予定）
- (4) 二次審査
ア 日時
2024年（令和6年）5月上旬（予定）
※後日、企画提案書提出者に通知する。
イ 場所
※後日、企画提案書提出者に通知する。
ウ 企画提案の所要時間
（ア）プレゼンテーション 20分程度
（イ）評価委員等からの質疑 20分程度
エ 注意事項
（ア）各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。
（イ）プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
（ウ）指定の時間に遅れた場合は、審査の対象としない。
- (5) 受注候補者の特定
評価委員会における評価が最も高い者を、理事長が本業務の受注候補者として特定する。
- (6) 選定結果（様式11）の通知
2024年（令和6年）5月上旬までに審査を行い、参加申込書類提出者全員に選定結果を通知する。
なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本法人と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て理事長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、本法人と受注候補者との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

1.2 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと理事長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると理事長が認めた場合
- (6) その他本法人の指示に違反する場合

13 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書類及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以後における参加申込書類及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、公立大学法人福山市立大学情報公開規程（令和3年法人規程第81号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を6(1)に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本法人との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本法人は契約を解除できるものとする。この場合、本法人に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本法人は一切の責任を負わないものとする。
- (15) 参加者は、参加申込書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務委託の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本法人と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (18) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (19) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、福山市の指名除外措置又は入札参加資格の取消しを、審査結果を通知した日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。
- (21) 受注者は、今後、本事業の設計業務及び設計施工者のプロポーザル公募が行われた場合には、その参加に制限がかかるものではない。

福山市立大学新棟整備基本計画策定支援業務委託 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
企画提案全体	・本業務の目的を理解し、新学部設置基本構想及び仕様書を十分に踏まえた提案となっているか。	/16	/48
	・将来のキャンパスの在り方、外部環境の変化、技術動向に関する知見を有し、現状の課題・先行事例の分析・評価に基づく提案となっているか。	/16	
	・着眼点や発想に優れた独自の提案となっているか。	/16	
専門性	・建築、都市計画、景観等の関係法令を熟知し、企業や市民等に関われた施設となるよう、機能、デザイン面で優れた提案となっているか。	/16	/48
	・教育研究の場としてオープンでフレキシブルな空間とするための創意工夫が見られる提案がされているか。	/16	
	・安心・安全でセキュリティや緊急時対応に配慮した創意工夫が見られる提案がされているか。	/16	
策定スケジュール	・実現可能な策定スケジュールとなっているか。	/8	/8
業務の実績	・参加申込者は本業務に類似した実績を有しているか。	/14	/20
	・本業務に取り組む主担当者は実績を十分に有しているか。	/6	
業務執行体制	・業務遂行のための人員配置及び役割分担は妥当か。	/8	/16
	・業務の遂行に必要な専門性を有しているか。 ・社内に有していない場合、外部業者との連携体制を構築しているか。	/8	
その他	・見積額による評価 満点（10点）×（提案のうちの最低価格÷提案価格）	/10	/10
合計			/150